

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号  
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号						
手続名	医薬品販売業の許可の更新	根拠条項	第 2 4 条第 2 項						
審 査 基 準	<p>当該更新については、次に掲げる審査基準に準じて行うものとする。 ただし、店舗販売業又は卸売販売業の構造設備等に変更があった場合には、必要に応じて現地調査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗販売業の許可の審査基準</li> <li>2 配置販売業の許可の審査基準</li> <li>3 卸売販売業の許可の審査基準</li> </ol>								
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間	2 0 日	目次	3 9
							標準経由期間	日	